

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2021 年 10 月 14 日

株式会社関西スーパーマーケット

2021年10月14日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 福谷 耕治 ㊞

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年8月31日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2021年12月1日（以下「本効力発生日」といいます。）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

なお、本株式交換は、(i)本株式交換及び甲を株式交換完全親会社、株式会社阪急オアシス（以下「阪急オアシス」といい、乙と総称して「H2O子会社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換（阪急オアシス）」といい、本株式交換と併せて「本両株式交換」と総称します。）、並びに、(ii)甲を吸収分割会社、甲の子会社であるKS分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とし、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、甲、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「以下H2Oリテイリング」といいます。）、阪急オアシス及び乙（以下、H2Oリテイリング、阪急オアシス及び乙を総称して「H2Oグループ」といいます。）の事業を統合すること（以下「本経営統合」といいます。）の一環として行われるものであります。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	甲 (株式交換完全親会社)	乙 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	11,909

(注1) 株式の割当比率

乙の普通株式1株に対して、甲の普通株式11,909株を割当交付いたします。なお、上記の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換に先立ち、乙が本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日）までに、H2Oリテイリングを割当先とする第三者割当ての方法により、払込金額の総額を12,261,720,000円として、普通株式1株を新規に発行すること（以下「本増資」といいます。）により、H2Oリテイリングから乙に対する

12,261,720,000 円の払込みが行われることを前提としております。本増資を含め、株式交換比率の算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合、各社協議の上、変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する甲の普通株式数

甲は、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時の乙の株主である H2O リテイリングに対し、本株式交換により甲の普通株式 23,829,909 株を交付する予定です。交付する甲の普通株式については、甲が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。なお、乙は、本増資により、普通株式 1 株を新規に発行し、本株式交換の効力発生の直前時における発行済株式総数は 2,001 株となる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

甲は、本株式交換比率の算定にあたり、下記③「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するために、株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）を、オーケー株式会社（以下「オーケー」といいます。）、H2O グループ及び甲並びに第三者取引（下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に定義されます。以下同じです。）及び本取引（下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に定義されます。以下同じです。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しております。

また、特別委員会は、下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）をオーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した第三者算定機関として選定しております。

甲は、下記③(ウ)「甲における独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、下記③(オ)「甲における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載の森・濱田松本法律事務所からの法的助言、並びに同社及びそのアドバイザーが乙に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・交渉を重ねました。そして、下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、特別委員会から本答申書（下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に定義されます。）の提出を受けたことを踏まえ、甲は、本株式交換比率は、下記(イ)b.「算定の概要」に記載のとおり、アイ・アール ジャパンから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び特別委員会がプルータス・コンサルティングから提出を受けた株式交換比率の算定結果の各算定レンジの範囲内にあること（又はこれを下回ること）、特別委員会においてプルータス・コンサルティングから本株式交換比率は本株式交換（阪急オアシス）に係る株式交換比率と併せて少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）が取得されていること、また、本経営統合によるシナジー効果を適切に考慮したものと評価できることから、甲の株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことは妥当であると判断いたしました。

特に本株式交換比率については、特別委員会において、アイ・アール ジャパン及びプルータス・コンサルティングによる算定・分析結果、法務アドバイザーの助言等を参考に、甲が乙に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、甲及び乙の財務の状況、将来の見通し、甲の株価動向、本経営統合によるシナジー効果等の要因を総合的に勘案し、アイ・アール ジャパンを通じ、H2O リテイリングとの間で複数回に亘り慎重に交渉を重ねた結果、特別委員会は、最終的に上記①「本株

式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆様
の利益に資するものとの判断に至り、取締役会に対し、甲、H2O リテイリング、
阪急オアシス及び乙の間の経営統合に関する契約書（以下「本経営統合契約」とい
います。）並びに本株式交換契約及び本株式交換（阪急オアシス）に係る株式交換
契約（以下「本両株式交換契約」と総称します。）の締結を承認することを勧告して
おります。甲は、かかる勧告に基づき、2021年8月31日開催の甲の取締役会にお
いて、本経営統合契約及び本両株式交換契約の締結について決議の上、各契約を
締結いたしました。

また、本株式交換比率は、本経営統合契約に従い、本株式交換の実行又は本株式
交換比率の合理性に重大な影響を与える事情が生じた場合（本効力発生日まで
に本増資が実施されない場合を含みます。）その他算定の基礎となる諸条件に重
大な変更が生じた場合には、H2O リテイリング及び甲との間で協議の上、変更
されることがあります。

(イ) 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

アイ・アール ジャパン及びブルータス・コンサルティングのいずれも H2O グル
ープ及び甲から独立した算定機関であり、H2O グループ及び甲の関連当事者
には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

アイ・アール ジャパンは、甲については、甲が金融商品取引所に上場しており、
市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である 2021 年 8 月 30
日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における甲の普通株式の 2021
年 3 月 1 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、2021 年 5 月 31
日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2021 年 8 月 2 日から算
定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値及び基準日終値を基に分析してあり
ます。）を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較によ
る株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活
動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（
以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用し算定を行いました。

乙については、非上場会社であり市場株価が存在しないため市場株価法は採
用していないものの、乙と類似の企業を営む上場会社が複数存在することから
類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF
法を、それぞれ採用して算定を行いました。

甲の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法による算
定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
甲	乙	
DCF 法	DCF 法	12,094～18,413
類似会社比較法	類似会社比較法	11,531～17,710
市場株価法	類似会社比較法	8,876～15,344

アイ・アール ジャパンは、上記株式交換比率の算定に際して、甲及び乙から提
供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が
全て正確

かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、甲、乙及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アイ・アール ジャパンの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、甲及び乙の各々の財務予測（利益計画を含みます。）については、甲及び乙の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、アイ・アール ジャパンが上記 DCF 法の算定の基礎とした甲の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度はございません。一方、乙においては 2025 年 3 月期に営業利益が前年度に対して 3 割以上の増加を見込んでいるとのことです。これは現在乙及び阪急オアシスで取組みを進めている一体経営によるスケールメリットの享受、価格の適正化、商品の共同開発及び業務効率化による粗利益の増加及び販管費の削減等によるものとのことです。また、DCF 法の算定の基礎とした甲及び乙の財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。なお、株式交換比率の算定にあたって、本増資を前提に本株式交換を検討していることから、乙について増資予定の 12,261,720,000 円及び新規発行予定株式数 1 株を加味して算定しております。

プルータス・コンサルティングは、甲については、甲が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である 2021 年 8 月 30 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における甲の普通株式の 2021 年 3 月 1 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、2021 年 5 月 31 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2021 年 8 月 2 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用し算定を行いました。

乙については、非上場会社であり市場株価が存在しないため市場株価法は採用していないものの、乙と類似の企業を営む上場会社が複数存在することから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

甲の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
甲	乙	
DCF 法	DCF 法	9,531～25,545
類似会社比較法	類似会社比較法	9,793～14,789
市場株価法	類似会社比較法	9,177～14,211

プルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際して、甲及び乙から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、甲、乙及びその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に

評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、甲及び乙の各々の財務予測（利益計画を含みます。）については、甲の同意の下、甲及び乙の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、プルータス・コンサルティングが上記 DCF 法の算定の基礎とした甲の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度はございません。一方、乙においては 2025 年 3 月期に営業利益が前年度に対して 3 割以上の増加を見込んでいるとのことです。これは現在乙及び阪急オアシスで取組みを進めている一体経営によるスケールメリットの享受、価格の適正化、商品の共同開発及び業務効率化による粗利益の増加及び販管費の削減等によるものとのことです。また、DCF 法の算定の基礎とした甲及び乙の財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。なお、株式交換比率の算定にあたって、本増資を前提に本株式交換を検討していることから、乙について増資予定の 12,261,720,000 円及び新規発行予定株式数 1 株を加味して算定しております。

また、甲は、2021 年 8 月 30 日、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、甲、乙及び阪急オアシスが作成した事業計画、甲の市場株価並びに甲、乙及び阪急オアシスの類似会社に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、甲、乙及び阪急オアシスで合意された株式交換比率が、甲の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、甲、乙及び阪急オアシスから、各社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する甲の認識を含めた説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る甲、乙及び阪急オアシスへの質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での甲、乙及び阪急オアシスの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております(注)。

(注) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式交換比率の算定を行うに際して、甲、乙及び阪急オアシスから提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに甲、乙及び阪急オアシスから聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。また、プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、甲、乙及び阪急オアシスの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、甲、乙及び阪急オアシスの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータス・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での甲、乙及び阪急オアシスの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた甲、乙及び阪急オアシスの事業計画その他の資料は、甲、乙及び阪急オアシスの経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータス・コンサルティングは、本両株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、甲、乙及び阪急オアシスの株主総会で承認されること、本両株式交換が本両株式交換契約に

記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本両株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本両株式交換が本両株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、ブルータス・コンサルティングは、本両株式交換が適法かつ有効に実施されること、本両株式交換の税務上の効果が甲、乙及び阪急オアシスの想定と相違ないこと、本両株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本両株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。ブルータス・コンサルティングは、本両株式交換の実行に関する甲の意思決定、あるいは本両株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを甲から依頼されておらず、また検討しておりません。ブルータス・コンサルティングは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本両株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。ブルータス・コンサルティングは、甲より提示された本両株式交換に係る税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、甲、乙及び阪急オアシスで合意された本両株式交換に係る株式交換比率（以下「本両株式交換比率」といいます。）が甲の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにブルータス・コンサルティングに供され又はブルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本両株式交換比率が甲の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、甲の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるのではなく、甲の株主の皆様に対して本両株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本両株式交換比率に関する甲の取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてブルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

③ 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

甲は、H2O リテイリングが甲の普通株式 3,200,000 株（所有割合にして 10.66%）を保有する主要株主であり、かつ甲との間で 2016 年 10 月 27 日付資本業務提携契約書に基づく資本業務提携を行う関係にあることに鑑み、本株式交換を含む本経営統合の公正性担保に慎重を期し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(ア) 甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手

a. 設置の経緯等

甲は、2021 年 6 月上旬、オーケーから、甲の株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、甲を子会社化することを前提とした資本業務提携の提案（以下「第三者提案」といいます。）を受領し、第三者提案に係る取引（以下「第三者取引」といいます。）の是非を検討するに際しては、H2O リテイリングとの資本業務提携のあり方と併せて検討を行う必要があると判断し、オーケー、H2O リテイリング及び甲から独立した立場で、第三者取引に係る検討及び判断を行うための体制の構築を行いました。具体的には、甲は、2021 年 7 月 3 日開催の取締役会の決議により、甲の独立社外取締役である岡田由佳氏、森薫生氏、福井公子氏及び牟禮恵美子氏並びに弁護士として豊富な経験や専門的な知識等を有する渡辺徹氏（北浜法律事務所 弁護士）の 5 名によって構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、(a)甲の取締役会に対して第三者取引の実施を勧告するか、(b)甲の取締役会に

おける第三者取引の実施についての決定が、甲の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

他方、甲及びH2Oリテイリングは、その間も両社の資本業務提携のあり方について協議を重ね、2021年7月12日頃から、本両株式交換により本経営統合を行うことについて検討を本格化させました。そこで、甲の取締役会は、2021年7月17日、特別委員会に対し、本両株式交換を行う取引（以下「本両株式交換取引」といいます。）についても、(a)甲の取締役会に対して本両株式交換取引の実施を勧告するか、(b)甲の取締役会における本両株式交換取引の実施についての決定が甲の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。さらに、甲及びH2Oリテイリングの間の本経営統合に関する協議の進捗を受け、2021年8月21日、特別委員会に対し、甲を、(□)H2Oリテイリングの子会社とし、かつ、(□)甲の営む一切の事業を承継する新会社、乙及び阪急オアシスの3社を完全子会社とする持株会社とするための取引（以下、本両株式交換取引と併せて「本取引」と総称します。）に関し、①甲の取締役会に対し、本取引の実施を勧告するか、②甲の取締役会における本取引の実施についての決定が甲の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、上記第三者取引に係る諮問事項及び本両株式交換取引に係る諮問事項と併せて「本諮問事項」と総称します。）について、改めて諮問いたしました。

また、甲の取締役会は、本諮問事項に関し、特別委員会の判断内容を最大限尊重して第三者取引及び本取引に関する意思決定を行うこと、並びに特別委員会が第三者取引又は本取引の実施若しくは第三者取引又は本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、甲の取締役会はその実施の承認をしないことを決議しております。さらに、甲の取締役会は、特別委員会に対し、(□)甲が関係当事者との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること、(□)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを甲の費用負担で選任し、又は、甲の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、及び(□)必要に応じ、甲の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮問事項に関する検討及び判断に必要な情報を受領することを決議しております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、特別委員会の回数に応じて算出される金額の報酬（但し、社外有識者である委員についてはタイムチャージによる報酬）を支払うものとされております。

b. 検討の経緯

特別委員会は、2021年7月3日から2021年8月30日までの間に合計13回に亘って開催され、特別委員会の各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行うなどして、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行うとともに、H2Oリテイリングとの間で交渉を行いました。

まず、特別委員会は、2021年7月3日、独立性の程度、専門性及び実績等に鑑み、独自の法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、その後同年8月2日には、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータス・コンサルティングを選任しております。また、特別委員会は、甲のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパン並びに甲の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の選任について、それぞれの独立性の程度、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しております。

その上で、特別委員会は、アイ・アール ジャパン及び森・濱田松本法律事務所から、第三者提案がなされた経緯や本取引の検討に至る経緯、各取引のスキーム概要、想定スケジュールの概要並びに第三者取引及び本取引において想定される公正性担保措置等についての説明を受け、これらの点に関して特別委員会の委員に求められ

る役割等について検討を行っております。

特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、第三者取引に関する質問事項をオーケー及び甲に送付し、本取引に関する質問事項を H2O リテイリング及び甲に送付の上、それぞれ回答を受領しております。また、特別委員会は、甲の経営陣（福谷耕治代表取締役社長、中西淳常務取締役等）に対して複数回特別委員会への出席を求め、甲の経営方針、企業価値向上に向けた取組みの内容やスーパーマーケット業界の動向等、また第三者取引及び本取引のそれぞれについて想定されるシナジー、両取引の比較その他の事項について甲の経営陣としての見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。加えて、特別委員会は、オーケー及び H2O リテイリングに対しても、それぞれ特別委員会への出席を求め、それぞれ第三者取引又は本取引の意義及び目的、取引条件、想定されるシナジー、それぞれの取引後の経営方針その他の事項等について関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

なお、特別委員会は、甲の経営陣から DCF 法による算定の前提となる甲の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際してプルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンの助言を受け、本事業計画を承認しております。また、特別委員会は、乙及び阪急オアシスの株式価値の評価（DCF 法による評価）の前提となった各事業計画に関しても、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンの助言を受け、その内容を検証するとともに、本増資及び阪急オアシスが本株式交換（阪急オアシス）に係る効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までに H2O リテイリングに対して行う予定である、第三者割当ての方法による募集株式 1 株の発行（払込金額：1 株当たり 4,122,425,608 円）が乙及び阪急オアシスの事業計画にそれぞれ与える影響等を確認しております。

さらに、特別委員会は、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンより、それぞれが実施した株式価値算定に係る算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等に関する質疑応答を行った上で、甲並びに乙及び阪急オアシスの株式価値の評価及びこれらを前提とする株式交換比率の算定について説明を受け、これらの事項について合理性を確認しております。

また、特別委員会は、北浜法律事務所及び森・濱田松本法律事務所から、第三者取引及び本取引に関する甲の意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言を受けて審議・検討を行っております。

さらに、特別委員会は、甲のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による算定・分析結果、法務アドバイザーの助言等を参考に、甲が乙及び阪急オアシスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、甲並びに乙及び阪急オアシスの財務の状況、将来の見通し、甲の株価動向、本経営統合によるシナジー効果等の要因を総合的に勘案し、アイ・アール ジャパンを通じ、H2O リテイリングとの間で複数回に亘り慎重に交渉を重ねました。

このように、特別委員会は、第三者取引及び本取引の取引条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

c. 判断内容

特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021 年 8 月 31 日付で、甲の取締役会に対し、委員全員の一致により、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

(A) 答申内容

- (i) 甲の取締役会に対し、本取引の実施を勧告する。また、甲の取締役会に対し、第三者取引を実施することは勧告しない。
- (ii) 甲の取締役会における本取引の実施についての決定は、甲の少数株主にとって不利益なものではない。

(B) 答申理由

- (i) 本取引の実施を勧告する理由（第三者取引に反対する理由）
 - (a) 大要以下のとおり、第三者取引及び本取引について、シナジーの実現可能性やシナジー実現の過程で生じうるデメリット等を勘案した場合、第三者取引より、本取引による方が甲の事業の発展可能性が大きく、より一層、甲の企業価値を向上させていくことができると考えられる。
 - ・第三者取引については、オーケーの経営手法やノウハウを甲の店舗運営に取り入れることで売上拡大や利益率改善に繋がる可能性は相応にあると考えるものの、①業態の違いに起因するオペレーションの違いが大きく、融合が困難と考えられること、②ターゲットとする顧客層が異なり、第三者取引によって甲のブランドイメージを毀損する可能性があること、③人事政策が大きく異なっており、甲の従業員にとって不利益となる可能性があり、引いては、甲のサービス力の低下に繋がる可能性があること、及び④中長期的なビジョンが共有されておらず、第三者取引を実施した後の統合プロセスに支障が生じる可能性があることから、シナジーの実現可能性に疑義があり、また、シナジー実現の過程で生じうるデメリットを看過することができない。
 - ・本取引については、①事業環境及び経営課題が共有されていること、②資本業務提携の実績があり、統合後の取組みに連続性があること、③業態が共通しており、オペレーションの融合が可能と考えられること、④人事政策に共通するところが多く、人事交流を通じたシナジーの実現が期待できること、及び⑤持株会社体制への移行はシナジーの早期実現に資すると考えられることから、シナジーの実現が見込まれ、甲の企業価値の向上に資するものと考えられる。
 - (b) 第三者取引においては、現金を対価とする公開買付け等が行われ、株主に対して直接対価が交付される一方で、本取引においては、本両株式交換によって甲が H2O 子会社を取得し、H2O リテイリングに対して株式が発行されるにとどまり、株主に対して直接対価が交付されることはない。このように、両取引は、対価の構造が異なるため、その経済条件を単純に比較することはできない。もっとも、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンによる甲及び H2O 子会社の株式価値の算定結果等を考慮すれば、本取引により甲の少数株主が享受しうる利益（本経営統合後の甲の株式価値）は、第三者取引により少数株主が享受しうると考えられる利益（本公開買付け等の対価）と比較し、これを上回るか、少なくとも遜色のないものと評価することができる。
- (ii) 以下の諸点等を考慮し、特別委員会は、本取引については、甲の少数株主の利益を図る観点から、(a)取引条件の妥当性が確保され、かつ、(b)公正な手続が実施されており、甲の取締役会における本取引を実施する旨の決定は甲の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。
 - (a) 取引条件の妥当性が確保されていると判断した理由
 - ・アイ・アール ジャパンの算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本両株式交換比率は、アイ・アール ジャパンによる算定結果における市場株価法及び

類似会社比較法の算定レンジの範囲内にあり、DCF法の算定レンジの下限を下回っている。なお、株式交換比率が算定レンジの下限を下回っていることは、甲の少数株主の利益にとって有利であると評価し得る。

- ・ プルータス・コンサルティングの算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される所、本両株式交換比率は、プルータス・コンサルティングによる算定結果における各算定方法の算定レンジの範囲内にある。
- ・ 本フェアネス・オピニオンは発行手続及び内容に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される所、本両株式交換比率が少数株主にとって財務的な観点から公正であると評価されている。
- ・ プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンによる甲及びH2O子会社の株式価値の算定結果等を考慮すれば、本取引により甲の少数株主が享受しうる利益（本経営統合の甲の株式価値）は、第三者取引により少数株主が享受しうると考えられる利益（本公開買付け等の対価）と比べてこれを上回るか、少なくとも遜色のないものと評価することができる。

(b) 公正な手続が実施されていると判断した理由

- ・ 設置時期の適切性、委員の独立性及び属性、取引条件の交渉過程への関与、独立性のある専門家アドバイザーの起用、甲の経営陣へのインタビューをはじめとする答申に必要な情報の取得、委員の報酬の設定方法等により、特別委員会が有効に機能するための工夫がなされている。
- ・ 甲の取締役会における第三者取引及び本取引に関する意思決定については、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、特別委員会が、第三者取引及び本取引の取引条件が妥当でないとして判断した場合には、甲の取締役会は第三者取引及び本取引に賛同しないこととされている。
- ・ 甲及び特別委員会において、それぞれ独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、独立した外部専門家の専門的助言を取得している。
- ・ 特別委員会が検討を開始した当初から、第三者取引及び本取引の2つの対抗的提案が存在したことに加え、さらに他の対抗的買収提案者が対抗的買収を提案しうるための最低限の状況は確保されており、間接的マーケットチェックが実施されているものと評価できる。
- ・ 本取引については、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は明示的には設定されていないが、2021年10月29日に開催予定の甲の臨時株主総会における特別決議による承認が得られることが前提となっており、甲の株主総会における議決権行使比率が90%程度であることを考慮すれば、事実上、H2Oリテイリングを除く少数株主の過半数の賛同がない限り、実行できないものとなっている。
- ・ 甲の2021年8月31日付プレスリリース「当社とエイチ・ツー・オーリテイリンググループの経営統合（資本業務提携）、株式交換によるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの完全子会社化、親会社の異動、吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」のドラフト等についても確認した結果、少数株主に対して適切な情報提供が行われる予定であると認められる。
- ・ 本取引は、少数株主がこれに賛同する場合と反対する場合とで置かれる経済条件につき差異が生じるものではなく、また、反対株主には株式買取価格決定請求権が確保されており、強圧性が生じないよう配慮がな

れていると評価できる。

(イ) 特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

特別委員会は、独自に、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した第三者算定機関としてブルータス・コンサルティングを選定し、ブルータス・コンサルティングから、本事業計画の内容を含む本両株式交換比率の算定に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、2021年8月30日に、株式価値及び株式交換比率算定書（以下「本算定書（ブルータス）」といいます。）を受領するとともに、本両株式交換に係る交換比率に関する算定書を取得いたしました。本算定書（ブルータス）の概要は、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。また、特別委員会は、ブルータス・コンサルティングから、本両株式交換比率は少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の本フェアネス・オピニオンも取得しております。本算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンの概要については、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

(ウ) 甲における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

甲は、本両株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として、アイ・アール ジャパンを選定し、2021年8月30日に本両株式交換に係る株式交換比率算定書（以下「本算定書（アイ・アール ジャパン）」といいます。）を取得いたしました。本算定書（アイ・アール ジャパン）の概要は、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、アイ・アール ジャパンは、甲に対し、本両株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は提出しておりません。

(エ) 特別委員会における独自の独立した法務アドバイザーからの助言の取得

特別委員会は、独自に、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、同法律事務所より、第三者提案及び本取引に係る特別委員会の審議の方法及びその過程、第三者提案及び本取引に関する留意点等について、法的な観点から助言を受けております。

(オ) 甲における独立した法律事務所からの助言の取得

甲は、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、第三者提案及び本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

(カ) 甲における利害関係のない取締役全員による承認

甲の取締役のうち、森忠嗣氏は、過去にH2O リテイリングの取締役であったため、本取引において特別の利害関係を有するおそれが否定できないことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、甲の取締役会における第三者取引及び本取引に係る審議及び決議に参加しておりません。なお、2021年8月31日の甲の取締役会においては、森忠嗣氏以外の全ての取締役（監査等委員である取締役を含みます。）10名が出席の上、出席取締役の全員一致により、本経営統合契約の締結につき承認可決されております。

(2) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定めます。かかる内容は、甲の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり相当であると判断しております。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

- (1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

- ① 本増資

乙は、本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までに、H2O リテイリングに対して第三者割当ての方法により募集株式 1 株の発行（払込金額：1 株当たり 12,261,720,000 円。）を行うことを予定しております。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

- ① 本株式交換（阪急オアシス）

甲は、阪急オアシスとの間で 2021 年 8 月 31 日付で締結した株式交換契約に基づき、2021 年 12 月 1 日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。

- ② 中間配当

甲は、2022 年 3 月期に係る中間配当として、2021 年 9 月 30 日を基準日とする 1 株当たり 8 円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

- ③ 吸収分割

甲は、分割準備会社との間で 2021 年 9 月 30 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022 年 2 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承

継会社とし、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（本吸収分割）を行うことといたしました。

なお、本吸収分割は、本経営統合のために行われるものであり、2021年10月29日に開催予定の甲の臨時株主総会において承認を受けた上で、2022年2月1日を効力発生日として実施される予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）


本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 (株式交換契約書)

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書



株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」という。）は、2021年8月31日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社関西スーパーマーケット
（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）イズミヤ株式会社
（住所）大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号


第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に11,909を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式11,909株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）



本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「株式交換承認総会」という。）を求める。
2. 甲は、甲の株式交換承認総会において、甲の定款を2021年12月1日付で別紙のとおり変更する旨の決議を求める（かかる定款変更を、以下「本定款変更」という。）。

第7条（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

1. 甲は、2021年9月30日を基準日として、1株当たり8円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならないものとし、かつ、本契約締結日後、本効力発生日より前の日いずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

第8条（その他の増資・組織再編）

1. 甲及び乙は、乙が本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までにエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社に対して第三者割当ての方法により募集株式1株の発行（払込金額：1株当たり12,261,720,000円。以下「本増資」という。）を行う予定であることを確認する。
2. 甲及び乙は、甲が株式会社阪急オアシス（住所：大阪府大阪市北区角田町8番7号。以下「丙」という。）との間で本契約締結日付で株式交換契約を締結し、同契約に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、丙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本阪急オアシス株式交換」という。）を行う予定であることを確認する。
3. 甲及び乙は、甲が本契約締結日後速やかに甲の完全子会社として設立する予定の株式会社（以下「丁」という。）との間で甲を吸収分割会社、丁を吸収分割承継会社とし、甲が甲の営む一切の事業に関して有する権利義務を丁に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年2月1日を効力発生日として本吸収分割を行う予定であることを確認する。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らか

となった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本株式交換及び本契約の効力）

1. 本株式交換は、本効力発生日において、本増資に係る払込金額全額の払込み及び乙の募集株式1株の発行が行われていること並びに本定款変更が効力を生じていることを条件として、本阪急オアシス株式交換と同時に、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条各項に定める各議案について甲若しくは乙の株式交換承認総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は本割当対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しないとき及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられたときを含むが、これらに限られない。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月31日

甲： 兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福谷 耕治



乙： 大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号
イズミヤ株式会社
代表取締役社長 梅本 友之



(別紙) 定款変更の内容

(下線部分に変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。
第7条～第32条 (条文省略)	第7条～第32条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 第6条 (発行可能株式総数) の変更は、2021年12月1日付でその効力を生じる。なお、本附則は、同日の経過後にこれを削除する。</u>



別紙2（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

次頁以降をご参照ください。

イズミヤ株式会社

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

計算書類

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

第 5 期 事 業 報 告

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

I. 事業の経過及びその成果

1. 会社の現況に関する事項

当社は、これまでのGMS事業モデルを転換し、エイチ・ツー・オー食品グループの中核事業であるスーパーマーケット運営に特化した事業会社となり、「強いSMへの転換」を図るべく各施策に取り組んでおります。当事業年度は、3ヵ年計画の構造改革期間1年目として既存店活性化を主に取り組みを推進してまいりました。

店舗の施設老朽化対応、店舗フォーマットの再構築の一環として、売場の効率化に伴う什器・備品の購入等の投資を各店で実施し、「強いSMへの転換」の第1号モデル店舗として、寝屋川店の改装を実施しました。

固定資産の減損損失1,905百万円を計上したこと等により、特別損失2,265百万円を計上いたしました。これらの結果、当累計期間（2020年4月1日～2021年3月31日）の業績は以下のようになりました。

	2021年3月期
営業収益	144,657百万円
営業利益	3,095百万円
経常利益	2,686百万円
当期純利益	465百万円

2. 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は1,297百万円です。

主な投資としては

- ・売場の効率化に伴う什器・備品の購入
- ・既存店の改装、老朽化対応等です。

3. 資金調達の状況

当事業年度において、当社は資金調達をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社からの借入金により行っております。

当事業年度末日における借入金等の残高は次のとおりです。

区 分	第5期 (2021年3月期)
短期借入金	6,740百万円
長期借入金 (一年以内の長期借入金)	6,716百万円 (1,479百万円)
リース債務 (一年以内のリース債務)	31百万円 (19百万円)
合 計	13,488百万円

4. 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、少子高齢化や他業態も含めた競合出店などのマーケットの変化、慢性的な人手不足とそれに伴う人件費の増加や物流コスト上昇などの様々な困難要因があります。また昨今は新型コロナウイルス感染症拡大の収束までに時間を要する可能性があり機敏な対処が求められています。

そのような中、当社は本年度に業容を食品スーパーマーケット運営に特化し、次年度までの2カ年を構造改革期間と位置づけ、食品スーパーとしての運営体制再構築を進めております。スーパーマーケットの基本5原則(クリンリネス、フレンドリーサービス、欠品防止、鮮度管理、食事の提案)の徹底に加え、業務の標準化、効率化により生産性を高めることで得られた経営資源を、お客様からおいしいと言っていただけの生鮮やデリカの提供、提案販売、サービスの構築へと向けてまいります。さらには教育を重点課題に挙げて取り組み、それらの下支えを図ります。

またエイチ・ツー・オー食品グループのSM事業運営体制一体化の方針に則り、各社本部機能の集約化及び一体運営の強化を図ることで、課題の取組精度を上げ、より強い企業体質づくりにつなげてまいります。

2021年度は当社創業100周年にあたり、多くのステークホルダーとの“つながり”をテーマに、取引先様と共同開発した特別商品の販売や、地域のお客様と一緒に盛り上げるイベントの開催、また改めてイズミヤを知ってもらいつながりを深めるための様々な施策を実施し、ブランディング効果向上も進めてまいります。

□次年度の経営課題

①マーケット対応力強化

- 1) ポイントカード、電子マネーによる既存顧客の上顧客化と新規顧客の獲得
- 2) 夕方の買物ニーズに応えるための店運営、加工、製造、物流体制の見直し
- 3) 52週展開計画による売場鮮度の維持
- 4) EDLP・曜日販促の強化

②高利益体質づくり

- 1) 食品グループでの共同仕入れの推進
- 2) 生鮮総菜・デリカのシェア向上

③業務標準化、効率化による生産性向上

- 1) 店舗のタイプ別分類(規模・立地・マーケット)
- 2) チェーンオペレーション強化に向けた業務の標準化、教育の実施
- 3) 効率化・省力化にむけた有効な投資、作業方法の検討

④食品スーパーマーケットへの業容特化

- 1) 食品スーパーとしての標準店舗フォーマットの確立
- 2) 旧イズミヤ分社に伴い発生する重複機能を極力持たない運営体制の構築

5. 財産および損益の状況の推移

当社の財産および損益の状況

区 分	第3期	第4期	第5期
営業収益（注1）	233,004百万円	225,467百万円	144,657百万円
営業利益（注2）	△1,226百万円	△3,145百万円	3,095百万円
経常利益	△1,227百万円	△3,359百万円	2,686百万円
当期純利益	△3,774百万円	△9,741百万円	465百万円
1株当たり 当期純利益	△1,887,193円81銭	△4,870,517円21銭	232,944円55銭
総資産	79,677百万円	69,242百万円	38,155百万円
純資産	9,490百万円	△250百万円	215百万円
1株当たり 純資産額	4,745,358円90銭	△125,158円31銭	107,786円24銭

（注1） SM事業に該当する営業収益は、第3期161,430百万円、第4期158,311百万円であります。

（注2） SM事業に該当する営業利益は、第3期2,992百万円、第4期2,020百万円であります。

（注3） 第5期 期初に会社分割を実施いたしました、このことによる資産・負債への影響額は第5期計算書類のP9「11. 企業結合に関する注記」に記載のとおりです。

6. 重要な親会社の状況（2021年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社エイチ・ツー・オー食品グループであり、同社は当社の株式を2,000株（出資比率100%）保有しております。また、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの親会社はエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社であり、同社は株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの株式を2,000株（出資比率100%）保有しております。

なお、子会社株式管理業務の分割により2021年4月1日に株式会社エイチ・ツー・オー食品グループからエイチ・ツー・オー リテイリングへの親会社の異動がありました。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で資金の借入及びグループ運営負担金の支払を行っており、取引条件の合理性を担保するために、市場価格を勘案する等して、取締役会において当該取引の適正性及び妥当性を判断しております。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社が今期より営んでいる主な事業内容は、各種食料品小売業であります。

8. 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

本社	大阪府大阪市西成区	
74 店舗	大阪府	千里丘店、天下茶屋店、枚方店、阪和堺店、和泉府中店、他 43 店舗
	京都府	洛北阪急スクエア店、伏見店、白梅町店、長岡店、高野店、他 7 店舗
	兵庫県	西宮ガーデンズ店、西神戸店、昆陽店、多田店、小林店、他 4 店舗
	奈良県	広陵店、新大宮店、学園前店、橿原神宮前店
	和歌山県	和歌山店

9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

区 分	当期従業員数 (前期末増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	668 名 (△258 名)	44.41 歳	21.15 年
女 性	285 名 (△205 名)	38.89 歳	16.20 年
合 計	953 名 (△464 名)	42.76 歳	19.67 年

(注1) 前期末増減△464名のうち△411名は4月1日付の事業承継につき転籍した従業員数であります。(株式会社エイチ・ツー・オー商業開発△319名、株式会社CFIZ△92名)

(注2) 上記のほか、4,367名の臨時従業員(1日8時間換算)を雇用しております。

10. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	13,456 百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

II. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 8,000 株
 (2)発行済株式の総数 2,000 株
 (3)株主数 1名
 (4)株主名 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ
 (5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
梅本 友之	代表取締役社長 (営業本部長)	株式会社エイチ・ツー・オー 食品 グループ 取締役
林 克弘	取締役	エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社 代表取締役副社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品 グループ 代表取締役社長 株式会社阪急オアシス 取締役 株式会社阪急阪神百貨店 取締役専 務執行役員
北部 公彦	取締役	
中内 佳宏	取締役執行役員 (商品統括部長)	
塩野 俊幸	取締役執行役員 (店舗統括部長)	
西谷 克也	取締役執行役員 (営業サポート本部長)	
和田 裕	監査役	株式会社エイチ・ツー・オー 商業 開発監査役
小西 敏允	監査役	エイチ・ツー・オー ティリング株 式会社取締役常勤監査等委員 株式会社阪急阪神百貨店監査役

(注) 1. 当期における取締役及び監査役の異動は次のとおりです。

2021年3月31日付	取締役退任	林 克弘
2021年3月31日付	取締役退任	北部 公彦
2021年3月31日付	取締役執行役員退任	中内 佳宏

2. 2021年3月31日現在、取締役を兼務していない執行役員は次の通りであります。

氏名	地位および役職
福田 耕三	執行役員 構造改革部長
道家 繁行	執行役員 デイリーカーナート天下茶屋店長
奥山 一規	執行役員 経営企画部長
梶原 幸一	執行役員 営業企画部長
河村 隆一	執行役員

3. 当期における執行役員の異動は次のとおりです。

2021年3月31日付	執行役員退任	福田 耕三
2021年3月31日付	執行役員退任	奥山 一規

<ご参考>2021年4月1日現在の役員の状況 取締役及び監査役

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
梅本 友之	代表取締役社長 (営業統括室長)	株式会社エイチ・ツー・オー 食品 グループ 取締役
塩野 俊幸	取締役執行役員 (店舗統括部長)	
西谷 克也	取締役執行役員 (人事総務室長)	
和田 裕	監査役	
小西 敏允	監査役	
		株式会社エイチ・ツー・オー 商業 開発 監査役 エイチ・ツー・オー テイリング株 式会社 取締役常勤監査等委員 株式会社阪急阪神百貨店 監査役

執行役員 (取締役兼務者を除く)

氏名	地位および役職
道家 繁行	執行役員 デイリーカナート天下茶屋店長 兼 西成エリアプロジェクト推進責任者
梶原 幸一	執行役員 営業推進部長
中内 佳宏	執行役員 商品統括室長 兼 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 執行役員
河村 隆一	執行役員 店舗統括部担当

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

V. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① H2Oリテイリングが制定した「H2Oリテイリンググループ行動規範」および「グループコンプライアンス規程」の遵守・徹底を図ります。また、H2Oリテイリンググループにおけるコンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的に制定された「グループコンプライアンス委員会」に参加し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進と情報の共有化を図ります。
- ② 当社の取締役は、「経営理念」「経営指針」「行動規範」に基づく倫理観・価値観を共有し実践するために、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、その浸透・定着に努めます。
- ③ 当社の監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- ④ 法令・諸規則に抵触する行為について早期に発見し、是正するための内部通報制度として、「H2Oリテイリンググループ コンプライアンスホットライン」に参加するとともに、「イズミヤヘルプライン」「セクハラ相談窓口」を設置します。内部通報・相談を行なった者を当該通報・相談を行なったことを理由に不利な取り扱いをしません。

⑤反社会的勢力とは一切の関係を排除します。また、これらの勢力を助長する行為は行わないことを「行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と連携をとりながら対応します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

各種会議の議事録、決裁書・稟議書、取締役および執行役員の職務執行に関する社内文書、契約書等外部と作成した文書、その他の文書（電子情報によるものを含む）について、保管方法、保存期間等を定めた各種規程を制定し、適切に保存・管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を定め、当社としての重点リスクを抽出し、定期的リスクチェック表に基づき協議をおこない、リスク管理状況の把握および改善に努めます。
- ②リスクに横断的に対応するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、危機管理の徹底を図ります。
- ③総務担当部署にリスクマネジメント担当、各店・各部署にコンプライアンス推進者を設置することにより、リスクの予見・予知・予防を継続的に行い、緊急事態が発生したときは関係部署がプロジェクトチームを編成し、機動的に解決にあたる仕組みを構築します。また、経営に係る危機が発生した場合は、リスクマネジメント委員会の開催や、社長を本部長とする対策本部を設置し対応します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

下記の方法を用いて、当社の取締役の職務執行の効率性を確保します。

- ①業務分掌規程、職務権限規程および決裁権限表に基づき、各取締役の職務権限と責任範囲を明確にします。
- ②執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図ります。
- ③全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、経営会議に諮り審議します。
- ④H2Oリテイリンググループの長期事業計画を踏まえ、当社中期計画を策定するとともに、毎事業年度計画の進捗状況を検証し、必要に応じてH2Oリテイリングと協議のうえ目標を修正しつつ、当社中期計画の実現に精力します。

(5) H2Oリテイリンググループにおける報告に関する体制、その他当社における業務の適正を確保するための体制

- ①当社における経営計画、営業政策、その他の重要な業務執行については、H2Oリテイリングが主催するグループ経営会議に諮り、事前承認を得るものとします。また、適宜、重要な業務執行の進捗状況について、グループ経営会議およびH2Oリテイリング取締役会に報告を行います。
- ②当社の役員および社員は、担当職務に関してH2Oリテイリングの監査等委員から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社およびH2Oリテイリングに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当社の監査役を介して、又は、直接に、H2Oリテイリングの監査等委員会に報告します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役事務局を専属配置します。なお、監査役事務局は、当社の取締役の指揮命令に服さないものとし、異動・人事考課については監査役の同意を得るものとします。

(7) 当社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することの体制

- ①当社の監査役は取締役会への出席に加えて、経営会議にもオブザーバーとして出席し、検討および報告すべき重要事項はもれなく監査役が周知できる体制とします。

- ②当社の監査役への報告は、原則当社の担当取締役および執行役員から行います。迅速な報告を要する等、場合によっては各部署の長あるいはそれに準ずる者から報告します。
- ③当社の監査役又はH2Oリテイリングの監査等委員会に報告を行った当社の役員および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理は、監査役の意見を尊重して、適時・適切に行います。
- ②当社の監査役が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、監査役の職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担します。
- ③当社の監査役の職務の執行について生じる費用等に係る予算を毎年設けます。

2. 当期における運用状況の概要について

- (1) コンプライアンスおよびリスク管理に関する取り組みとして、H2Oリテイリンググループの公正取引、品質管理、情報セキュリティに関する各種グループ委員会に参画し、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図るとともに、当社の各種会議を通じて、従業員に対し法令遵守のための教育、周知を行いました。

また、コンプライアンスに関する取り組み内容や当社で発生した違反事例等を取りまとめ、経営会議で内容の報告を行い周知いたしました。

- (2) 本部営業・商品部担当者計 81 名にコンプライアンス研修を実施、またコンセ店舗 21 社の責任者向けに景品表示法に関するコンプライアンス研修を実施
- (3) 過去に発生した景品表示法違反に対処するために見直した業務フローに基づいて、各部署においてチラシ表示のチェックを行い、コンプライアンス違反の再発防止に努めました。
- (4) 本部各部署の法令遵守状況やリスクに対する整備状況を確認し、課題があれば改善することを目的に「リスクマップ」を活用し、その内容について監査役と各部署長との面談を実施いたしました。

また、当社の代表取締役と常勤の監査役との会合を定期的の実施し、リスク管理を中心とした会社が対処すべき課題等について意見交換を行いました。

- (5) 監査を支える体制においては、引き続き、監査役の職務を補助する監査役事務局 2 名を監査役の要請に基づき配置しております。また、常勤監査役と代表取締役との会合、及び総務、内部監査等のスタッフとの会合を定期的の実施するとともに、常勤監査役が経営会議などの重要な会議に出席しております。

3. 剰余金の配当の決定に関する方針

H2Oリテイリンググループの配当ルール（当期純利益の 30%）に従い、配当を実施することを基本方針と致します。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,486	流動負債	28,924
現金及び預金	2,235	買掛金	9,008
売掛金	4,979	短期借入金	6,740
商品	2,105	一年内返済長期借入金	1,479
貯蔵品	40	リース債務	19
前払費用	434	未払金	3,694
その他	6,691	未払費用	1,250
貸倒引当金	△2	未払法人税等	157
		預り金	5,170
		賞与引当金	516
固定資産	21,669	ポイント引当金	316
有形固定資産	14,519	店舗等閉鎖損失引当金	89
建物及び構築物	6,388	資産除去債務	60
車両及び器具備品	1,277	その他	420
土地	6,821		
リース資産	19	固定負債	9,015
建設仮勘定	11	長期借入金	5,236
無形固定資産	906	リース債務	11
借地権	636	退職給付引当金	1,711
その他	269	長期預り保証金	611
投資その他の資産	6,243	資産除去債務	451
敷金及び保証金	3,710	商品券等回収引当金	269
繰延税金資産	1,845	その他	723
その他	687		
		負債合計	37,940
		(純資産の部)	
		株主資本	215
		資本金	100
		資本剰余金	21,920
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	21,895
		利益剰余金	△21,804
		その他利益剰余金	△21,804
		繰越利益剰余金	△21,804
		純資産合計	215
資産合計	38,155	負債・純資産合計	38,155

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

〔 2020年 4月1日から
2021年 3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		133,011
売上原価		97,897
売上総利益		35,114
その他の営業収入		11,645
営業総利益		46,760
販売費及び一般管理費		43,665
営業利益		3,095
営業外収益		
受取利息	7	
その他	160	168
営業外費用		
支払利息	89	
その他	486	576
経常利益		2,686
特別損失		
固定資産減損損失	1,905	
固定資産除却損	216	
店舗等閉鎖損失	111	
新型コロナウイルス感染症による損失	31	2,265
税引前当期純利益		420
法人税、住民税及び事業税	157	
法人税等調整額	△202	△45
当期純利益		465

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2020年4月1日残高	100	25	21,895	21,920	△ 22,270	△ 22,270	△ 250	△ 250
事業年度中の変動額								
当期純利益	-	-	-	-	465	465	465	465
株主資本以外の項目の当 事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	465	465	465	465
2021年3月31日残高	100	25	21,895	21,920	△ 21,804	△ 21,804	215	215

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① たな卸資産

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～39年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度に対応する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(11年)による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

④ ポイント引当金

ポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 商品券等回収引当金

商品券が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込み額を計上しております。

⑥ 店舗等閉鎖損失引当金

店舗等の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

ただし、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

従来、グループ会社㈩カナーへの商品供給取引について、売上高及び売上原価を総額で計上していましたが、当事業年度期首より売上高と売上原価を相殺して純額にて売上高を計上する方法に変更しております。この変更は、純額表示にすることで、経営成績をより適切に表示するために行ったものであります。

なお、この変更による当期首の純資産への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき貸借対照表に計上した金額は以下の通りです。

繰延税金資産 1,845百万円

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

15,499百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権

4百万円

② 短期金銭債務

8,662百万円

③ 長期金銭債務

5,236百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①その他の営業収入	9百万円
②販売費及び一般管理費	1,438百万円
③営業取引以外の取引	405百万円

(2) 店舗等閉鎖損失の発生店舗別の内訳

鳴尾浜センター	58百万円
生花センター	25百万円
百舌鳥店	11百万円
上新庄店	10百万円
西田辺店	6百万円
合計	111百万円

(3) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上いたしました。

資産グループ名	用途	種類	場所	減損損失	
花園店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府大阪市	617百万円
和泉府中店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府泉大津市	315百万円
新中条店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府茨木市	288百万円
原山台店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府堺市	135百万円
平田店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府茨木市	105百万円
杭瀬店	店舗	建物及び構築物	他	兵庫県尼崎市	85百万円
和歌山店	店舗	建物及び構築物	他	和歌山県和歌山市	76百万円
六地藏店	店舗	車両及び器具備品	他	京都府京都市	52百万円
広陵店	店舗	建物及び構築物	他	奈良県北葛城郡	38百万円
河内長野店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府河内長野市	38百万円
豊新店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府大阪市	18百万円
南田辺店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府大阪市	14百万円
新家店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府泉南市	12百万円
今福店	店舗	車両及び器具備品	他	大阪府大阪市	11百万円
光風台店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府豊能郡	11百万円
羽束師店	店舗	車両及び器具備品	他	京都府京都市	11百万円
大久保店	店舗	車両及び器具備品	他	京都府城陽市	10百万円
百舌鳥店	店舗	建物及び構築物	他	大阪府堺市	10百万円
他12店舗	店舗等	車両及び器具備品	他	-	50百万円
合計				1,905百万円	

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また、貸与資産については物件毎にグルーピングしております。

店舗においては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗における資産グループを回収可能価額まで減額し、当該減少額を1,905百万円減損損失として特別損失に計上いたしました。

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから、使用価値は零として評価しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物1,331百万円、車両及び器具備品426百万円、借地権143百万円、その他3百万円であります。

(4) 新型コロナウイルス感染症による損失

広告費用	15百万円
消毒費用	7百万円
休業補償	6百万円
その他	2百万円
合計	31百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

① 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首	当期	当期	当期末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	2,000株	—	—	2,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	90百万円	45,286.23円	2021年3月31日	2021年6月21日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位: 百万円)

〈繰延税金資産〉	
繰越欠損金	6,715
固定資産減損損失	1,941
譲渡損益調整勘定	1,747
退職給付引当金	1,246
賞与引当金	178
資産除去債務	177
ポイント引当金	109
未払事業所税	37
貸倒引当金	0
その他	367
繰延税金資産小計	12,522
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (△)	△6,587
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (△)	△3,617
評価性引当額小計	△10,204
繰延税金資産合計	2,318

〈繰延税金負債〉	
譲渡損益調整勘定	△336
除去債務資産	△55
圧縮記帳積立金	△41
その他	△38
繰延税金負債合計	△472

繰延税金資産 (純額) 1,845

〈税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額〉

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金※	—	—	—	—	724	5,991	6,715
評価性引当額	—	—	—	—	595	5,991	6,587
繰延税金資産	—	—	—	—	128	—	128

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金調達については必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、親会社借入により調達しております。

当社は、営業債権である売掛金について、主要な取引の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2. 参照）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,235 百万円	2,235 百万円	—
(2) 売掛金	4,979 百万円	4,979 百万円	—
貸倒引当金	△2 百万円	△2 百万円	—
	4,977 百万円	4,977 百万円	—
資産計	7,212 百万円	7,212 百万円	—
(1) 買掛金	9,008 百万円	9,008 百万円	—
(2) 短期借入金	6,740 百万円	6,740 百万円	—
(3) 長期借入金 (※)	6,716 百万円	6,696 百万円	△19 百万円
負債計	22,465 百万円	22,445 百万円	△19 百万円

(※) 一年内の返済予定の長期借入金を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と見られる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
(1) 敷金及び保証金	3,710 百万円
(2) 長期預り保証金	611 百万円

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	(被所有) 間接 100%	役員 の 兼任	利息の支払	78 百万円	—	—
				グループ運営 負担金の支払	294 百万円	未払費用	323 百万円
				運転資金の借 入額(純額)	6,287 百万円	短期借入金	6,740 百万円
				投資資金の借 入	2,800 百万円	長期借入金	6,716 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注) 2. 期末残高には未払費用を除いて消費税等は含まれておりません。

(注) 3. 資金の借入についての利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注) 4. 長期借入金に一年返済長期借入金を含んでおります。

(注) 5. グループ運営負担金の取引金額については、両者協議の上で決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社の名称	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱ベルソナ	—	—	債権回収代行の委託	27,165 百万円	売掛金	2,676 百万円
				債権回収代行手数料	540 百万円	—	—
	カナート㈱	—	—	商品供給	12,278 百万円	その他流動資産	896 百万円
	㈱阪急デリカアイ	—	—	商品仕入高	4,846 百万円	買掛金	448 百万円
	㈱カンソー	—	—	固定資産の購入	471 百万円	未払金	201 百万円
	㈱エイチ・ツー・オー商業開発	—	役員 の 兼任	事業譲渡資産合計	31,604 百万円	—	—
				事業譲渡負債合計	6,670 百万円	—	—
				事業譲渡対価	24,933 百万円	—	—
				経費の立替	8,802 百万円	その他流動 資産	991 百万円
				業務受託収入等	2,072 百万円		
				地代家賃等	4,149 百万円	未払金	390 百万円
				商品代金の立替	33,587 百万円	その他流動 資産	2,599 百万円
				商品代金の預り	51,085 百万円		
債権回収代行の受託	5,247 百万円	預り金	4,089 百万円				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
(注)2. 期末残高には消費税等が含まれております。
(注)3. 債権回収代行手数料については市場価格を勘案し、当社からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。
(注)4. 商品供給の取引価格については市場価格を勘案し、当社からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。
(注)5. 商品仕入高については当社からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。
(注)6. 当社で使用する固定資産の購入については、両者協議の上、決定しております。
(注)7. 事業譲渡の対価については譲渡資産及び譲渡負債の帳簿価額に基づき、交渉の上、決定しております。
(注)8. 業務受託収入等は主に店舗運営業務を受託した際の受託料金について、当社からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。
(注)9. 地代家賃等については先方からの条件提示を基礎として、交渉の上締結した契約に基づいております。

- (3) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 107,786円24銭
(2) 1株当たり当期純利益 232,944円55銭

12. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

1. 企業結合の概要

- (1) 結合先の企業の名称
株式会社エイチ・ツー・オー商業開発
- (2) 対象となった事業の内容
建物設備の維持管理業務、テナントの管理業務、土地・建物所有者対応業務及び衣料・服飾・雑貨商品の仕入と販売業務
- (3) 企業結合日
2020年4月1日
- (4) 企業結合の法的形式
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡
- (5) 取引の目的を含む取引の概要
衣食住すべての直営を基本とするGMSの事業モデルの集客力が低下していることに対応し、GMSの事業モデルを好立地の強みを活かした集客力のある商業施設への転換を図るため。

2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額
0円
- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	6,853百万円
固定資産	24,751百万円
<u>資産合計</u>	<u>31,604百万円</u>
流動負債	321百万円
<u>固定負債</u>	<u>6,348百万円</u>
負債合計	6,670百万円

(3) 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(事業分離)

1. 事業分離の概要

- (1) 分離先企業の名称
株式会社CFIZ
- (2) 分離した事業の内容
医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売
- (3) 事業分離を行った主な理由
衣食住すべての直営を基本とするGMSの事業モデルの集客力が低下していることに対応し、GMSの事業モデルを好立地の強みを活かした集客力のある商業施設への転換を図るため。
- (4) 事業分離日
2021年4月1日
- (5) 法的形式を含む取引の概要
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額
0円
- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	201百万円
固定資産	84百万円
<u>資産合計</u>	<u>285百万円</u>
流動負債	45百万円
<u>固定負債</u>	<u>239百万円</u>
負債合計	284百万円

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、事業分離として処理しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書

2021年5月4日

イズミヤ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊與政 元治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成本 弘治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弓削 亜紀 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イズミヤ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、親会社の監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、協議した当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等、親会社の監査等委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月4日

イズミヤ株式会社

常勤監査役 和田 裕 ㊞

監査役 小西 敏允 ㊞